

平成30年12月5日

柏崎市議会議長 丸山 敏彦 様

議会運営委員長 真貝 維義

市庁舎における喫煙の協議結果報告

平成30年10月3日付、柏崎市長から議長宛てに提出された「市庁舎における禁煙の徹底について（依頼）」について、議会運営委員会にて柏崎市議会議員倫理条例に基づいた協議が終了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 協議の対象となった議員 矢部 忠夫 議員
 2. 協議すべき事案の内容
10月3日、庁舎5階ベランダにて対象議員が喫煙したことについて
 3. 対象議員への措置
対象議員が柏崎市議会議員倫理条例第4条第6項に違反していることを認めていることから、同条例第13条第3項、第4項の規定により以下の措置に処することを全会一致で決定。
 - ① 陳謝文の提出及び議場での朗読
 - ② 議会役職（倫理審査委員会委員長）の辞任勧告
 4. 議会運営委員会での協議の経緯
議会運営委員会では、今回の「市庁舎における喫煙」について、平成29年3月23日の議会運営委員会の合意事項「禁煙場所の確認・徹底」及び、庁舎内の規程「柏崎市役所庁舎使用注意事項」に抵触することから、柏崎市議会議員倫理条例違反に当たることを確認し、同条例に基づいた協議を行った。
- 平成30年10月 4日 議長から、市長からの10月3日付「市庁舎における禁煙の徹底について（依頼）」を受理した旨の報告があり、議会運営委員会にて、今後協議していくことを確認。
- 平成30年10月10日 対象議員から喫煙の事実を認め、謝罪があった。
- 平成30年10月22日 会派「決断と実行」から、平成30年10月15日付で、「庁舎5階における喫煙禁止の徹底及び処分について

て」と題した依頼文書を、議長宛に提出した旨の報告があった。

議長から、この件については、平成29年3月23日の議会運営委員会においても同様の注意喚起がされていることから、この際きちんと議論した方がよいと考えている旨の発言があった。

議長に、事実上の諮問であることを確認。

次回の議会運営委員会で、現場の状況を撮影した議員より画像データの提供を受け、今後の対応を検討していくこととした。

平成30年10月25日 対象議員の喫煙及び注意した議員に対する恫喝的な言動を、画像データにて確認。

副議長から、これまでも喫煙の苦情があり、対象議員に対して、その都度、厳重に注意をしたとの説明があった。

今後、柏崎市議会議員倫理条例に基づき、協議を進めることを確認。

平成30年11月15日 対象議員の処分について協議。

平成30年11月29日 対象議員の処分を柏崎市議会議員倫理条例に基づき全会一致で決定。

※平成30年10月22日から11月29日までは柏崎市議会委員会条例第18条に基づき対象議員を除斥して協議を行った。

5. 協議の結果

今回の事案は、対象議員から喫煙の事実を認め、謝罪があったが、これまで議会運営委員会での合意事項「禁煙場所の確認・徹底」、「柏崎市役所庁舎使用注意事項」に違反し、議長代行者である副議長からの口頭による厳重注意が、既に2回以上行われている。

また、喫煙に加え指摘した議員への恫喝ともいえる暴言は、議員としての品位を著しく低下させるものであり、議員倫理の根幹にかかわる問題と言える。

これまで、会議中における相手議員を罵倒する暴言や恫喝なども繰り返し行われており、今後このようなことがないよう猛省を求める。

また、行為自体は許せるものではない。年長議員として範を示して欲しい。といった意見を踏まえ、柏崎市議会議員倫理条例第13条の規定に基づき、対象議員を「陳謝文の提出及び議場での朗読」・「議会役職（倫理審査委員会委員長）の辞任勧告」の措置に処することを全会一致で決定した。